資料No.2	国民健康保険システム標準化 第1回賦課管理ワーキングチーム
	令 和 4 年 2 月 2 日

国民健康保険システム標準化

第1回賦課管理ワーキングチーム

議題一覧

令和4年2月2日

議題一覧（機能・帳票要件）（賦課管理）

<table>
<tr><th colspan="7">たたき台確認時の記載</th><th rowspan="3">事務局提示議題</th><th rowspan="3">厚労省見解</th></tr>
<tr><th colspan="4">機能名称</th><th rowspan="2">機能ID</th><th rowspan="2">基準（仕様書たたき台）
※下線部はオプション機能をさす</th><th rowspan="2">検討項目（論点案）</th></tr>
<tr><th>通番</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目</th></tr>
<tr><td>6</td><td>7 確定賦課</td><td>7.2 賦課前準備</td><td>7.2.2 簡易申告書作成</td><td>7.2.2.1</td><td>簡易申告書作成処理を実施して、未申告世帯に対する簡易申告書・対象者一覧を出力できること。
■帳票詳細要件 シート：賦課-5■

※1.未申告者の判定について、未成年者・被扶養者を未申告者と見なすかについて、市町村の運用に合わせて決定できること</td><td>未申告者の判定について、標準仕様として未申告者の基準を定義し、統一するか市町村ごとに変更を可能とするかについて、検討が必要と考えます。</td><td>機能要件に記載した「※1.未申告者の判定について、未成年者・被扶養者を未申告とみなすかについて、市町村の運用に合わせて決定できること」の内容に関して、国民健康保険料（税）の賦課における未申告者および未申告世帯（軽減有無）の判定方法が、市町村により年齢要件や被扶養者の扱いが異なっている現状があり、結果的に市町村によって世帯の所得区分や減額判定の仕様が異なることとなるため、標準仕様の検討と併せ、統一仕様とすべきではないか、といったご意見を受け、厚労省様と協議し、以下の通り検討しました。
・未申告者の取扱いについては、現状、各自治体において取扱いが異なるため、全国的な統一を図ることは困難であると考えられる（仮に統一した場合、過去の取扱いとの整合性が担保できない可能性あり）ため、他の公的保険の取扱いや自治体の実情等も踏まえて検討する必要がある。

以上より、未申告者の判定に関する機能について、未成年者・被扶養者を未申告者と見なすかについては、現状の記載の通り市区町村の運用に合わせて決定できることとすることを検討しておりますが、ご意見をお願いします。

なお、検討を進めるにあたり資料No.2別紙「第1回賦課管理ワーキングチーム　補足資料」を用意しておりますので、併せてご確認ください。</td><td>未申告者の取扱いについては、現状、各自治体において取扱いが異なるため、全国的な統一を図ることは困難であると考えられる（仮に統一した場合、過去の取扱いとの整合性が担保できない可能性あり）ため、他の公的保険の取扱いや自治体の実情等も踏まえ、検討したい。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>7 確定賦課</td><td>7.2 賦課前準備</td><td>7.2.3 所得照会資料作成</td><td>7.2.3.1</td><td>前住所地所得照会作成処理を実施して、対象期間中に資格を取得し、1月1日に市町村内に居住していなかった対象者を抽出し、前住所の市町村へ送る前住所地所得照会所・対象者一覧を出力できること。
■帳票詳細要件 シート：賦課-4■</td><td></td><td>前住所地所得照会を含む所得把握事務において、1月2日以降の海外転入者の取り扱いについて、基準に記載するべきとのご意見を受け、以下の通り検討しました。
・1月2日以降の海外転入者については、「国民健康保険法施行令第二十九条の三その五」により、国民健康保険料（税）の所得割額の算定においては、所得を0円（非課税）とするが、高額療養費における判定区分においては、非課税として扱わない。

以上より、1月2日以降の海外からの転入者の取り扱いとして、「所得区分判定において非課税としないこと」、また、世帯の旧但し書き所得に応じて所得区分を判定する必要があることから、「1月2日以降の海外からの転入者であることがわかる区分を管理できること」を実装必須として基準に追加することを検討しておりますが、ご意見ございましたらお願いいたします。</td><td>左記の通り。特段意見なし。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>7 確定賦課</td><td>7.2 賦課前準備</td><td>7.2.4 所得入力</td><td>7.2.4.1</td><td>被保険者の所得情報について、所得種別ごとに登録できること。

【管理項目】
・対象年度
・所得情報

※1.被保険者の給与収入・年金収入情報についても、管理できること
※2.被保険者の給与収入・年金収入以外の収入情報についても、管理できること
※3.一括で所得情報を登録ができること</td><td></td><td>所得把握事務における簡易申告の取扱いにおいて、構成員様から簡易申告で把握した所得情報を所得区分・負担区分判定で使用してよいかの取り扱いについて、取り決めを行うべきとのご意見を受け、厚労省様と協議し、以下の通り検討しました。
・簡易申告については、あくまで自己申告かつ、正式な所得が把握できる（所得照会、所得証明等）までの所得割額と正式な所得で算出した所得割額との差が大きくなり後半の期割額の負担が大きくならないようにするための時限措置であり、その自己申告が住民税非課税の指標となるものではない、と判断する市区町村もある。
・所得把握事務における簡易申告の取扱いについて簡易申告による所得0円申告を非課税として扱うかは、現状各市区町村において取扱いが異なるため、全国的な統一を図ることは困難である（仮に統一した場合、過去の取扱いとの整合性が担保できない可能性がある）と考えられる。

以上より、所得区分・負担区分判定における簡易申告の取扱いについては、「簡易申告による所得0円申告を非課税として扱うか、未申告として扱うかを選択できること」を実装必須として基準に追加することを検討しておりますが、ご意見ございましたらお願いいたします。</td><td>所得把握事務における簡易申告の取扱いについて、簡易申告による所得0円申告を非課税として扱うかは、現状各自治体において取扱いが異なるため、全国的な統一を図ることは困難であると考えられる。（仮に統一した場合、過去の取扱いとの整合性が担保できない可能性が発生）</td></tr>
<tr><td>33</td><td>8 異動賦課</td><td>8.1 現年度更正</td><td>8.1.2 現年度更正</td><td>8.1.2.3</td><td>現年度更正の結果から、現年度更正用の賦課台帳を作成できること。

※1.賦課期日時点の世帯構成で計算し表示するか最終時点の世帯構成で計算し表示するか選択できること</td><td></td><td rowspan="2">国民健康保険料（税）の年間金額の算定においては、年間金額の算定時点を賦課期日時点・最終時点・年度内の最大有資格者数とする等、各社システムや市区町村の運用により様々であることから、標準仕様の検討と併せ、統一すべきではないか、といったご意見を受け、厚労省様と協議し、以下の通り検討しました。
・各保険者において年間金額の運用方法は様々であり、法令上管理すべき金額とはされていないため、基準として統一する必要はないと考えられることから、当該管理機能をオプション機能として盛り込むか否かは、各保険者のシステムの実情を踏まえて検討する必要がある。

以上より、賦課台帳はシステムで管理している賦課状況の確認を目的とした帳票のため、基本的に最終時点の情報が対象となることから、「最終時点の世帯構成で計算し表示できること」を実装必須として、「賦課期日時点の世帯構成で計算し表示できること」および「年度内の最大有資格者の世帯構成で計算し表示する」を実装オプションとして基準に反映することを検討しておりますが、ご意見をお願いします。</td><td rowspan="2">各保険者において年間金額の運用方法は様々であり、法令上管理すべき金額とはされていないため、基準として統一する必要はないと考えられる。
当該管理機能をオプション機能として盛り込むか否かは、各保険者のシステムの実情を踏まえ、検討されたい。</td></tr>
<tr><td>80</td><td>8 異動賦課</td><td>8.10 異動賦課結果確認</td><td>8.10.1 異動賦課結果確認帳票作成</td><td>8.10.1.2</td><td>異動賦課更正の結果から、賦課台帳を作成できること。

※1.賦課期日時点の世帯構成で計算し表示するか最終時点の世帯構成で計算し表示するか選択できること</td><td></td></tr>
<tr><td>37</td><td>8 異動賦課</td><td>8.2 特別徴収停止（41通知）</td><td>8.2.1 特別徴収停止依頼（41通知）作成</td><td>8.2.1.1</td><td>資格の全部適用終了・一部適用終了・世帯主変更により天引き対象者が世帯主でなくなった場合、または新たに口座登録申請の登録が行われた場合、または減額更正が発生した世帯について、国保連合会に送付する特徴停止依頼情報（41通知）が作成できること。

※1.現年度更正に減額が発生した世帯について、自動で41通知を作成できること</td><td></td><td>特別徴収の停止となる要件は、特別徴収金額が減額となる異動および口座申し出による特別徴収停止申請とし、標準仕様の基準としたところ、構成員様より、上記の基準のみならず、特別徴収世帯に被保険者が一部加入することで、年税額が増額となるケースや所得更正により、年税額が増額となるケース等、特別徴収金額に変更が生じないケースにおいても、特別徴収を停止とする等、各社システムや市区町村の運用により様々であることから、標準仕様の検討と併せ、統一すべきではないかといったご意見を受け、厚労省様と協議し、以下の通り検討しました。
・特別徴収世帯の年税額が増額となるケースについては、「口特別徴収を停止し、普通徴収によって徴収する」、「特別徴収を停止せず、増額分のみを普通徴収する」等、各保険者によって取扱が異なり、取扱いの統一については、特別徴収を利用してる被保険者へ与える影響やシステム影響等を踏まえ検討する必要がある。
・また、現在、厚生労働省において、「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）に基づき、特別徴収に係る事務の改善を検討している。

以上より、現状の記載の通り「資格の全部適用終了・一部適用終了・世帯主変更により天引き対象者が世帯主でなくなった場合、または新たに口座登録申請の登録が行われた場合、または減額更正が発生した世帯について、国保連合会に送付する特徴停止依頼情報（41通知）が作成できること。」を実装必須として、「特別徴収世帯の年税額が増額となった場合に特別徴収を停止にし、特徴停止依頼情報（41通知）が作成できること」を実装オプションとして基準に追加することを検討しておりますが、ご意見をお願いします。</td><td>特別徴収世帯の年税額が増額となるケースについては、
・特別徴収を停止し、普通徴収によって徴収する
・特別徴収を停止せず、増額分のみを普通徴収する等
各保険者において、取扱が異なっていると承知している。取扱の統一については、特別徴収を利用してる被保険者へ与える影響やシステム影響等を踏まえ検討する必要がある。

なお、現在、厚生労働省において、「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）に基づき、特別徴収に係る事務の改善を検討しているところである。

（現時点における検討事項）
・特別徴収実施に係る判定基準の見直し
・処理サイクル途中からの特別徴収の開始、金額変更
・国保料と後期保険料の特別徴収の切れ目のない実施　等</td></tr>
</table>

議題一覧（機能・帳票要件）（賦課管理）

たたき台確認時の記載							事務局提示議題	厚労省見解
機能名称				機能ID	基準（仕様書たたき台） ※下線部はオプション機能をさす	検討項目（論点案）		
通番	大項目	中項目	小項目					
83	8 異動賦課	8.11 返送分納入通知書納期限一括変更	8.11.1 返送情報登録	8.11.1.1	納入通知書・納付書の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除できること。 【管理項目】 ・返送日 ・返送状態（郵送前、郵送済、保管期間切れ、居所確認中、不現住、送達済） ・返送理由（宛先不明、保管期間切れ）		国民健康保険料（税）における返送管理運用において、管理する帳票および情報について、調査の状況や公示の有無のみを管理し、郵送の有無を管理しない自治単等、自治体によって異なるといったご意見をいただいております。 納入通知書・納付書の返送情報の管理および納期限の一括変更を必須の基準としておりましたが、上記ご意見を踏まえ、標準仕様として記載する範囲および実装オプションとする等、現状の実運用等からご意見ございましたらお願いいたします。	特段意見なし。
86	9 暫定賦課	9.1 仮算定	9.1.1仮算定賦課計算	9.1.1.1	仮算定処理を実施して、前年度の決定料（税）額、年間金額、所得･資産のいずれかを使用して、今年度の仮算定料（税）額を計算できること。 ※1.算定した結果について、決定金額や期別調定額を修正可能なこと	全ての市町村が仮算定を必須としていないため、標準仕様として仮算定を必須とするか否かについて、検討が必要と考えます。	国民健康保険料（税）における仮算定処理につきまして、運用実態が市区町村によって異なることから、基準（たたき台）ではオプション機能として記載していましたが、法的根拠があり、また、実施している自治体が全国的に少なくないことから、必須機能とするべきといったご意見をいただきました。 また、一方で、既に仮算定の運用を行っていない自治体も多く、実装オプションにご賛同いただくご意見もいただいております。 それらを受け、厚労省様と協議し、以下の通り検討しました。 ・仮算定については、国民健康保険税の場合、地方税法第706条の２及び第706条の３の規定に基づき、当年度分の国保税の金額が確定するまでの間、暫定的に徴収（普通徴収に限る）することができるとされており、国保税を導入している保険者の多くは、当該規定に基づき実際の事務が行われているため、必須機能とすべきと考える。 以上より、仮算定機能は実装必須とすることを検討しておりますが、ご意見をお願いします。	仮算定については、国民健康保険税の場合、地方税法第706条の２及び第706条の３の規定に基づき、当年度分の国保税の金額が確定するまでの間、暫定的に徴収（普通徴収に限る）することができるとされている。 国保税を導入している保険者の多くは、当該規定に基づき実際の事務が行われていると承知しているため、必須機能とすべきと考える。
139	12 統計・報告等	12.1 納付金および保険料率算定	12.1.2 調整交付金データ作成	12.1.2.1	賦課関連の情報から所得調査･調整交付金資料作成に使用するためのデータを作成できること。		統計資料の作成につきましては、「事務処理負担をを軽減させるため、国民健康保険システムが最終的な報告様式による出力までを行えること」とご意見をいただいた一方、「確認や訂正の観点から、最終的な集計を行う（最終的な報告様式を出力する）のではなく、集計の根拠情報までを出力すべき」といったご意見もいただきました。 統計資料の作成については、賦課業務のみの機能でないことから、国保業務全体の機能要件の方針を整理した上で、議論を進める予定としております。 現段階でご意見ございましたらお願いいたします。	特段意見なし。
140	12 統計・報告等	12.1 納付金および保険料率算定	12.1.2 調整交付金データ作成	12.1.2.2	作成時に集計したデータから算出基礎票を出力できること。			
141	12 統計・報告等	12.1 納付金および保険料率算定	12.1.3 調整交付金帳票出力	12.1.3.1	所得調査･調整交付金資料作成用データから、所得調査･調整交付金資料を出力できること。			
149	12 統計・報告等	12.2 保険料率試算	12.2.3 試算用税（料）率設定	12.2.3.1	試算に使用するための架空の所得割率・資産割率を登録できること。			
153	12 統計・報告等	12.3 報告資料作成	12.3.1 統計資料作成	12.3.1.1	国・都道府県へ報告する際の基礎となる統計資料の作成が可能であること。（調定表・賦課状況集計表・実態調査用ファイル（保険者票・世帯票）・保険基盤安定負担金繰入金額算出基礎表）			
154	12 統計・報告等	12.3 報告資料作成	12.3.2 報告資料作成	12.3.2.1	国・都道府県へ報告するための賦課情報の集計が可能であること。（基盤安定・調整交付金資料・国保実態調査資料・賦課限度超過額控除後の所得報告資料・国民健康保険税に関する調べ資料・国民健康保険世帯数・被保険者数調べ資料）			

議題一覧（帳票詳細要件）（賦課管理）

<table>
<tr><th colspan="2">対象帳票</th><th rowspan="2">事務局提示議題</th><th rowspan="2">厚労省見解</th></tr>
<tr><th>#</th><th>帳票名</th></tr>
<tr><td>1</td><td>国民健康保険税納入通知書仮算定納税通知書（単票）３期</td><td rowspan="4">納入通知書等における退職者保険料は被保険者への通知を行っていない、といったご意見をいただきました。

また、第１回の資格WTにおいて、退職被保険者の管理機能については、理論上は令和8年度まで対象者が存在する可能性があること、現在退職被保険者が存在しない市区町村においても、今後他市区町村からの転入による退職被保険者等の発生を考慮しておく必要があることといったご意見をいただいたことを踏まえ、厚労省様と協議し、以下の通り検討しました。
・一般被保険者と退職被保険者の保険料算定方法は、同一であるが、市町村条例において算定根拠がそれぞれ異なることが考えられるため、退職被保険者に係る保険料は、納入通知書等の必要があると考えられる。
・ただし、退職者被保険者に係る保険料の算定・通知等について、現状市町村ごとに取扱が異なることから、従前の取扱との整合性が担保できない可能性があり、良く検討する必要がある。

退職被保険者の管理機能の整理および上記ご意見・協議内容を踏まえ、国民健康保険料（税）賦課の納入通知書等における退職者保険料の算定および通知の必要性について、ご意見ございましたらお願いいたします。</td><td rowspan="4">一般被保険者と退職被保険者の保険料算定方法は、同一であるが、市町村条例において算定根拠がそれぞれ異なることが考えられるため、退職被保険者に係る保険料は、納入通知書等の必要があると考える。
ただし、退職者被保険者に係る保険料の算定・通知等について、現状市町村ごとに取扱が異なることから、従前の取扱との整合性が担保できない可能性があり、良く検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>国民健康保険税決定(更正）通知書／国民健康保険税決定(更正）伺（特徴宛名情報あり）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>過年度__更正決定通知書／過年度__更正決定伺い</td></tr>
<tr><td>6</td><td>国民健康保険税納入通知書</td></tr>
</table>